



あきしまの社会教育委員ガイド

【はじめに】

これから昭島市の社会教育委員としてご活躍いただく皆様に、まず知っていただきたいことを昭島市社会教育委員会議でまとめ、このガイドブックを作成しました。

「生涯学習」「社会教育」という言葉も、わかるようでわかりにくいところがあります。昭島市の社会教育委員では次のように共有しています。

「生涯学習」とは

個人が自由に学ぶ内容・場・手段を選び、生涯にわたり学ぶことです。

昭島市社会教育委員会議では自分たちの住むまちで仲間とともに自由に学びあい、その結果、人々が健康で暮らしに充実感を得られることが、地域力の向上につながると考え、「生涯学習はまちづくり」であるという視点に立っています。

「社会教育」とは

自らの人生を切り拓き、社会に参加する力を身につけていくことをめざす教育活動で、学校教育以外で展開されており、人々は自由に学ぶ内容、場、手段を選ぶことができます。

社会教育の現場では「教える・教えられる」関係ではなく、対等な関係を重要としています。

昭島市社会教育委員会議では、「個人の学びがつながり合い、やがて地域のさまざまな活動の中でその力を活かせるよう、協力し合えるしくみや環境をつくり、支えていくこと」と考えています。

このガイドブックが、社会教育委員としての活動の一助になれば幸いです。

■社会教育委員とはどういうもの？

社会教育委員は、「社会教育法」に規定され、社会教育に関する計画の立案や調査研究を行うなどによって、社会教育に関して教育委員会に助言をする役割を果たしています。社会教育委員は、学校教育関係者や社会教育関係者、学識経験者、家庭教育の向上に資する活動を行う方々に委嘱され、地域において社会教育に優れた知見を有する人々の知識を社会教育行政に反映させていくことが期待されています。（文部科学省ホームページより）

つまり、社会教育委員は幅広い視野で地域を見つめ、「社会教育」「生涯学習」という二つの観点から、時代にあったシステムや方法を教育委員会に提案する役割があります。

また、社会教育委員は市民と行政のつながりをつくるコーディネーターでもあります。



■「社会教育法」って？

昭和24年（1949年）に制定された法律です。

昭和二十四年六月十日号外法律第二百七号

〔文部・郵政大臣署名〕

（社会教育委員の設置）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

第十六条 削除〔平成十一年七月法律八七号〕

（社会教育委員の職務）

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第十九条 削除〔昭和三四年四月法律一五八号〕



■昭島市の社会教育委員はいつから設置されているの？

昭島市社会教育委員設置条例（昭和35年（1960年）4月1日施行）に基づき、設置されました。令和6年10月で第33期を迎えますので、設置されてから64年が経ちました。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律に関する文部科学省関係法令の改正」（第3次一括法）に伴い、平成26年4月1日から昭島市社会教育委員設置条例の一部が改正されました。

■昭島市の社会教育委員はどのような人たちで構成されているの？

下記の昭島市社会教育委員設置条例に基づいて、教育委員会から委嘱されています。

昭和35年4月1日 条例第1号

昭島市社会教育委員設置条例

（設置）

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項の規定に基づき昭島市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（定数）

第2条 委員の定数は10人以内とする。

（委員）

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから昭島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- （1） 学校教育の関係者 2人以内
- （2） 社会教育の関係者 3人以内
- （3） 家庭教育の向上に資する活動を行う者 1人以内
- （4） 学識経験のある者 2人以内
- （5） 公募による市民 2人以内

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。

- 2 特別の事由があると認めるとき、教育委員会は委員を解嘱することができる。
- 3 委員が欠けたとき、教育委員会は、これを補充することができる。
- 4 前項の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、非常勤とする。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

■昭島市の社会教育委員会議はどのように組織されているの？

こちらは、昭島市社会教育委員会議規則で定められています。

昭和 35 年 9 月 12 日教育委員会規則第 2 号

昭島市社会教育委員会議規則

第 1 条 昭島市社会教育委員設置条例（昭和 35 年昭島市条例第 1 号）に基き、昭島市社会教育委員会議（以下「委員会議」という。）については、この規則の定めるところによる。

第 2 条 委員会議に、委員の互選による議長 1 名、副議長 1 名をおく。

2 議長及び副議長の任期は 1 年とする。但し再選を妨げない。

3 議長は、委員会議を主宰する。

4 副議長は議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたとき、その職務を代理する。

第 3 条 委員会議は、議長が招集する。

2 委員会議は、定例会及び臨時会とする。

3 定例会は原則として月 1 回招集し、臨時会は必要ある場合これを招集する。

第 4 条 委員会議の決定は、委員の半数以上が出席し、その過半数でこれを定め、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第 5 条 教育委員及び事務局関係職員は、委員会議に出席し、意見を述べることができる。

第 6 条 委員会議の庶務は、教育委員会事務局社会教育委員担当課において処理する。

第 7 条 委員会議の円滑な運営を図るために、専門部会をおくことができる。

第 8 条 この規則に定めるもののほか委員会議に関し必要な事項は、教育長が定める。

この規則に基づいて、会議を運営しています。

定例会議は月に 1 回、通常午後 7 時から 9 時で実施、さまざまな分野の委員の皆様による活発な討議と情報交換をしています。議事録（要点録）は、市ホームページで見ることができます。



■社会教育委員としての任期中の主な活動内容は？

月1回の定例会議（夜）

テーマを設定し、協議を重ねていきます。任期ごとに教育委員会へ建議（意見）や活動の記録を提出し、市に対して建設的な意見を述べています。教育長からの「諮問」があれば、調査・研究、協議し、「答申」として意見をまとめます。（一覧は6ページへ）

各種委員会・協議会への参加

青少年問題協議会、小学生国内交流事業運営委員会、健康づくり推進協議会などに委員が参画しています。

自主研修

隔年（奇数年度）で、視察研修（自主研修）に出かけています（費用は自己負担）。

（これまでの視察先）

平成21年度	長野県上田市	平成23年度	長野県安曇野市
平成25年度	栃木県宇都宮市	平成27年度	長野県飯田市
平成29年度	茨城県ひたちなか市	令和5年度	神奈川県小田原市
令和7年度	東京都町田市		

※平成29年度までは1泊2日、令和元年度・3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため中止
令和5年度・7年度は日帰りで実施しました。

市民のニーズを活かす つなげる あきしま会議

あきしま学びぷらん（第2次昭島市生涯学習推進計画）（令和4年度からは昭島市教育振興基本計画に内包）の後期に向けた取組みについて議論する中で、市民の声を聴き、市民相互をつなげる場の必要性を感じ、社会教育委員会が主体となって平成30年5月17日に初めて開催し、コロナ禍でもオンライン会議システムを活用し、これまで継続して10回開催しました。今後も昭島市社会教育委員会議の重要な取組みとして継続していきます。

※令和8年度は令和9年2月20日（土）に開催予定です。



これまでの参加者

小学生、中学生、高校生、大学生～さまざまな世代の方
市・昭島市社会福祉協議会・地域包括支援センター職員 ほか

紹介された活動内容

- ・生涯学習、社会教育活動
- ・自治会、子ども会、PTA など地域の中の活動
- ・子ども食堂など、子ども・保護者支援
- ・日本語支援、異文化交流・生徒会活動
- ・環境活動、清掃ボランティア活動・生徒会活動 ほか

■これまでの建議・答申等一覧（平成2年以降）

これらの建議・答申等は、市ホームページで見ることができます。（右のQRコードから）



	年 月 日	種 別	テ ー マ
1	H2. 9. 27	建 議	青少年とともに歩む都市宣言の具現化に向けて
2	H4. 9. 30	答 申	昭島市における休日の拡大等に対応した青少年の学校外活動について（第一次答申）
3	H5. 3. 31	答 申	昭島市における休日の拡大等に対応した青少年の学校外活動について（最終答申）
4	H7. 3. 24	建 議	生涯学習推進のための社会教育施設の在り方 ～市立会館を中心として～
5	H9. 3. 31	建 議	昭島市における生涯学習の推進体制整備について
6	H12. 9. 29	答 申	昭島市の生涯学習におけるリーダー（支援者）発掘・養成とその活用について
7	H14. 3. 15	答 申	完全学校週5日制の実施に伴う家庭・学校・地域の対応について
8	H16. 8. 31	答 申	昭島市生涯スポーツ・レクリエーション社会構築のための基本的在り方と振興施策について
9	H18. 9. 12	建 議	家族のふれあいの場づくりに向けて
10	H20. 3. 17	答 申	生涯学習社会における学習情報の提供のありかたについて
11	H22. 9. 22	建 議	世代を超えて学びあうまちづくり シニア世代の活力を地域に還元するために自治体に求められる方策のあり方
12	H24. 2. 29	答 申	仮称「第2次昭島市生涯学習推進計画」策定に伴う基本的な考え方について
13	H24. 9. 26	建 議	昭島市の家庭・学校・地域の連携による新たな社会教育のあり方について
14	H26. 9. 17	建 議	昭島市における地域の活性化に向けた社会教育について
15	H28. 9. 26	答 申	あきしま学びぷらん（第2次昭島市生涯学習推進計画）の中間評価について
16	H30. 9. 20	建 議	市民相互と地域のつながりを育てる生涯学習を推進するための社会教育の役割
17	R2. 9. 17	記 録	第30期昭島市社会教育委員会議 活動の記録 ～テーマ 対話から地域力を育む社会教育について～
18	R3. 11. 8	建 議	あきしま学びぷらん（第2次昭島市生涯学習推進計画）の評価について
19	R4. 9. 22	建 議	対話から地域力を育む社会教育
20	R6. 9. 26	記 録	第32期昭島市社会教育委員会議 活動の記録
21	R8. 8. 26	建 議	昭島市教育振興基本計画（令和9年度～令和13年度）策定にあたっての生涯学習・社会教育の視点からの提言

【建議】 社会教育委員会議での討議・調査・研究を通し、まとめた意見書のことをいいます。

【諮問】 教育長から、社会教育委員会議に意見を求めることをいいます。

【答申】 諮問について社会教育委員会議で討議し、まとめた意見書のことをいいます。



■昭島市社会教育委員会議と関係団体 その1

東京都市町村社会教育委員連絡協議会（都市社連協）

東京都の多摩地区の26市3町が会員となって組織している社会教育委員の連絡協議会で、総会、交流大会及び研修会、ブロック研修会などを開催しています。

昭島市は立川市、国分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市とともに第2ブロックに所属しています。

●社会教育委員として参加するもの

第2ブロック研修会	10月頃（令和8年度は11月18日（水）東大和市を予定）
交流大会・全体研修会	12月頃（令和8年度は12月12日（土）小平市を予定）
総会	4月（令和8年度は令和9年4月17日（土）小平市を予定）

東京都市町村社会教育委員連絡協議会は、次の団体に加盟しています。

一般社団法人全国社会教育委員連合（社教連/全社連）

全国規模の社会教育委員の団体です。全国社会教育研究大会、関東甲信越静社会教育研究大会などを年1回開催しています。年2回自己負担で購入する「社教情報」（情報誌）を発行しています。

関東甲信越静社会教育委員連絡協議会（関東ブロック/関ブロ）

全国社会教育委員連合の中の関東甲信越静地区の都県で構成される団体です。輪番で社会教育研究大会を実施しています。令和8年度は群馬大会、令和9年度は千葉大会が予定されています。

■昭島市社会教育委員会議と関係団体 その2

下記の各種委員会とは令和元年度まで年に1度、持ち回りで社会教育関係委員研修会を開催していました。令和2年・3年度はコロナ禍で中止しました。

令和6年度～現在は、公民館運営審議会と年に1度研修会と情報交換会を行っています。（2月頃）

※令和8年度は予定未定、主催は社会教育委員になります。

公民館運営審議会	スポーツ推進委員会	青少年委員の会
【職務】 館長の諮問に応じ、公民館の各種事業の企画実施や運営のあり方などについて調査研究及び審議を行い、また、公民館活動をよりよく発展させるためのさまざまな提言をすること	【職務】 住民の求めに応じてスポーツ実技の指導を行うことや、市や地域主催のスポーツ行事等に協力するなど、住民のスポーツ振興に寄与すること	【職務】 青少年の余暇指導、青少年団体の育成、指導者に対する援助、団体相互の連絡、青少年教育の振興に関すること

■社会教育委員が考える社会教育、社会教育委員の役割とは？



社会教育とは、社会教育法では、「学校教育法に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き（以下略）」と定義されていますが、最近では、学校教育との垣根が低くなり、学校での教育活動においても地域や人との関係からの学びが重視されていることから、学校教育と社会教育はリンクしているものとして考えています。



まず、社会教育とは、個人が個人としての生き方を求めるときに、自分と社会のつながりを見つめて、社会的な営みに参加することと捉えています。その中で社会教育委員の役割は、自分の存在感を感じられる方法や手段で社会とつながっていくための手助けや方法を提案していくことだと考えています。



社会には、子どもたちも含めていろいろな世代の人たちが暮らしており、それぞれが生き生きと暮らせるように、いろいろな世代の声を受け止めて、どのような地域にすればよいのか、どんなシステム・流れを作ればよいのかを意見として届けていくことが、社会教育委員の大切な役割だと考えています。



人は体験（経験）したことのないことはできないし、想像することすらもできません。しかし、一度でも体験（経験）すれば、できる可能性はおおいに広がります。その体験をさせることこそが社会教育だと考えています。



学校教育（フォーマル教育）以外の地域で行われている青少年や公民館での活動（ノンフォーマル教育）について、さまざまな方法で市民の活動を支援し、各種団体との交流をはかりよりまちづくりのために尽力する役割があると考えています。



地域におけるつながりづくりの支援（活動メンバーのひとりとして直接的に関わる）と、つながりづくりに関わっておられる地域の方々の支援（行政等を巻き込んだしくみづくりによって間接的に関わる）だと考えています。



子どもも大人も、どんな立場や状況の人も、意識・無意識に関わらず常に学びながら生きていると思うので、「学び」というものは人間の一生で常に起こっている事であると思います。その学びは、いつ、どんな場所で、どんな形で起こってもよく、学びたい本人が学びたいと思った時に、それができる社会や、そのシステムをつくることを支援するのが、社会教育委員の一つの役割だと思う。

そのためには社会教育委員本人が、人、地域社会とつながり、そこで経験し、そこから学び、その結果、地域の人たちそれぞれが、他の人たちとつながり、一人ひとりが尊重され、生きやすい、そして学びやすい社会環境がつけられていくと考えています。

自ら「行動する」社会教育委員であるために

知る

地域に出かける
参加する
情報を得る

◇アンテナを高くすることも大切です。御用聞きのように地域に出かけ、地域の人の話を聞き、その声から地域の課題を見つけ出します。

学ぶ

話し合いから学びあう
視野を広げる
情報を深める

◇毎月の会議では、様々な分野・立場で活動している人たちの話を聞くことで、視野や考え方の幅が広がります。視野を広く持つことを日頃から心がけています。

◇東京都市町村社会教育委員連絡協議会などの研修会へも積極的に出かけ、学び、他市の社会教育委員や地域の人たちの話から、できるだけ多くの情報を得て、自分の地域に照らし合わせ、内容を深めるようにしています。

結ぶ

情報を結びあう
具体的な方法を考える
提案する

◇テーマに向けた具体的な意見や提案をしていくために、情報を共有、整理し討議重ねていきます。会議の場は建設的な意見を述べあえる貴重な場として大切にしています。



昭島市社会教育委員会議

平成 26 年 7 月発行

令和 8 年 10 月改訂

(事務局)

昭島市教育委員会生涯学習部社会教育課

電話 042-544-5111 (内) 2253

Fax 042-541-4337